



# 長野県公報

平成 24 年  
3月30日(金)  
第2363号

## 目 次

### 告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	228
○専修学校の設置認可	228
○浄化槽法の規定による指定検査機関の指定	228
○救急医療機関の指定	229
○介護保険法による介護老人保健施設の廃止	229
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止	229
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止	230
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定	230
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定に係る変更	231
○県営土地改良事業計画の決定	231
○道路の区域の変更	231
○道路の供用開始	235
○都市計画の変更及び図書の縦覧	236
○公の施設に係る指定管理者の指定	236
○都市計画事業の認可	236
○都市計画事業計画の変更認可	237
○同	237
○同	238
○同	238
○同	238
○同	239

### 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	239
○都市計画変更図書の写しの縦覧	240
○同	240
○開発行為の工事完了	240

### 選挙管理委員会

○土地改良区の総代の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の指定の変更	242
--------------------------------------	-----

### 監 査 委 員

○監査の結果に基づく措置状況の公表	242
-------------------	-----

### 調 達 等 公 告

○落札者等の公示	243
○同	243
○同	243
○同	244
○同	244
○同	244
○同	245

○落札者等の公示..... 246

正 誤

○第2314号中..... 246

告 示

栃木県告示第百三十八号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十四年三月三十日

栃木県知事 福田 富 一

総合政策部の部地域振興課の款を削る。

(地域振興課)

栃木県告示第139号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、平成24年3月21日付けで、次のとおり専修学校の設置を認可した。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富 一

名 称	所 在 地	設 置 者	課 程 別	修業年限	定 員
大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校宇都宮校	宇都宮市東宿郷2丁目5番4号	学校法人大原学園	専門課程	2年及び1年	390人
大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校	宇都宮市東宿郷2丁目5番4号	学校法人大原学園	専門課程	2年及び1年	210人
国際TBC高等専修学校	宇都宮市今泉2丁目10番12号	学校法人ティビィシィ学院	高等課程	3年	360人
国際テクニカル調理師専門学校宇都宮校	宇都宮市大通り4丁目1番19	学校法人ティビィシィ学院	専門課程	2年及び1年	200人
国際テクニカル理容美容専門学校	宇都宮市大通り4丁目1番19	学校法人ティビィシィ学院	専門課程	2年	130人
			一般課程	2年	10人

(文書学事課)

栃木県告示第140号

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第57条第1項の規定により、法第7条及び第11条の水質に関する検査の業務を行う者を次のとおり指定したので、法第57条第2項の規定により公示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富 一

1 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

(1) 名称

社団法人栃木県浄化槽協会

(2) 所在地

宇都宮市築瀬町2390番地

(3) 代表者の氏名

会長 高橋 巖

2 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

- (1) 地域  
栃木県全域
- (2) 期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

3 検査の手数料

浄化槽の人槽	法第7条の水質に関する検査	法第11条の水質に関する検査
50人以下	9,000円	3,000円
51人以上 500人以下	15,000円	
501人以上	32,000円	

4 指定をした年月日及び検査業務の開始予定年月日

- (1) 指定をした年月日  
平成24年3月19日
- (2) 検査業務の開始予定年月日  
平成24年4月1日

(環境保全課)

栃木県告示第141号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
医療法人宏仁会 本庄記念病院	足利市堀込町2859	平成24年4月1日から 平成27年1月31日まで

(医事厚生課)

栃木県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により介護老人保健施設の開設者から介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	開設者の 名称又は氏名	介護老人保健施設		廃止の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
50280040	医療法人栄城会 理事長 竹下 正昭	老人保健施設花みず き	足利市常見町二丁目 10番1号	平成24年 3月7日	介護老人保 健施設

栃木県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
10210608	医療法人栄城会 理事長 竹下 正昭	常見町クリニック	足利市常見町二丁目 10番1号	平成24年 3月7日	通所リハビリ テーション
70200234	医療法人栄城会 理事長 竹下 正昭	常見町クリニック在 宅介護支援センター なごみ	足利市常見町二丁目 10番1号	平成24年 3月7日	訪問介護
70200473	医療法人栄城会 理事長 竹下 正昭	足利リハビリステー ション	足利市常見町二丁目 18番地7	平成24年 3月7日	通所リハビリ テーション
70201745	株式会社メディカルサー ビスブルーミィー 代表取締役 竹下 正昭	デイサービスセン ターつねみ	足利市常見町一丁目 7番6号	平成24年 3月7日	通所介護

## 栃木県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
10210608	医療法人栄城会 理事長 竹下 正昭	常見町クリニック	足利市常見町二丁目 10番1号	平成24年 3月7日	介護予防通 所リハビリ テーション
70200234	医療法人栄城会 理事長 竹下 正昭	常見町クリニック在 宅介護支援センター なごみ	足利市常見町二丁目 10番1号	平成24年 3月7日	介護予防訪 問介護
70200473	医療法人栄城会 理事長 竹下 正昭	足利リハビリステー ション	足利市常見町二丁目 18番地7	平成24年 3月7日	介護予防通 所リハビリ テーション
70201745	株式会社メディカルサー ビスブルーミィー 代表取締役 竹下 正昭	デイサービスセン ターつねみ	足利市常見町一丁目 7番6号	平成24年 3月7日	介護予防通 所介護

(高齢対策課)

## 栃木県告示第145号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	指定期 年月日	自立支援医療 の種類
りんどう薬局東店	那須塩原市弥生町1-16	有限会社カイト	平成24年 3月1日	育成医療及び 更生医療
メープル薬局	小山市雨ヶ谷752-4	石橋弘忠	平成24年 3月1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局西那須野店	那須塩原市西朝日町6-42	クオール株式会社	平成24年 3月1日	育成医療及び 更生医療
きりん薬局小山城東店	小山市城東6-6-25	株式会社保健科学東日本	平成24年 3月1日	育成医療及び 更生医療

## 栃木県告示第146号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	変更 年月日	自立支援医療 の種類
アイン薬局上三川店 (はーとらんど薬局)	上三川町上三川2269-6	株式会社アインファーマ シーズ	平成23年 12月1日	育成医療及び 更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

## 栃木県告示第147号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営徳ヶ池地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成24年4月2日から 同月27日まで	平成24年5月14日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

## 栃木県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年3月30日から同年5月1日まで一般の縦

覽に供する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 123号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前A	芳賀郡茂木町大字茂木966-1 から 芳賀郡茂木町大字増井256-1 まで	13.5 ~ 119.0	3653.6	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	芳賀郡茂木町大字茂木923-1 から 芳賀郡茂木町大字増井182-2 まで	6.8 ~ 26.9	3694.0	
	後	芳賀郡茂木町大字茂木966-1 から 芳賀郡茂木町大字増井256-1 まで	13.5 ~ 119.0	3653.6	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前A	芳賀郡市貝町大字笹原田341-3 から 芳賀郡茂木町大字坂井2162-1 まで	13.5 ~ 58.0	2353.8	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	芳賀郡市貝町大字笹原田344-5 から 芳賀郡茂木町大字茂木1797まで	6.8 ~ 71.8	3239.9	
	後	芳賀郡市貝町大字笹原田341-3 から 芳賀郡茂木町大字坂井2162-1 まで	13.5 ~ 58.0	2353.8	

III

道路の種類 一般国道

路 線 名 408号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	宇都宮市板戸町5167-2 から 宇都宮市板戸町1870-6 まで	10.9 ~ 11.4	244.0	
	後	宇都宮市板戸町5167-2 から 宇都宮市板戸町1870-6 まで	10.9 ~ 31.0	244.0	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須烏山矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考



25	前A	さくら市金枝字梶田692から さくら市金枝字梶田上710-2まで	6.0～25.8	185.5	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	さくら市金枝字梶田692から さくら市金枝字梶田上708-2まで	13.7～25.8	155.5	
	後	さくら市金枝字梶田692から さくら市金枝字梶田上708-2まで	13.7～25.8	155.5	
25	前A	さくら市金枝字梶田上728-1から さくら市金枝字梶田上240-2まで	6.7	60.1	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	さくら市金枝字梶田上728-1から さくら市金枝字梶田上240-2まで	11.3～13.2	62.2	
	後	さくら市金枝字梶田上728-1から さくら市金枝字梶田上240-2まで	11.3～13.2	62.2	
25	前A	さくら市金枝字上金枝214-1から さくら市金枝字上金枝1369まで	5.7～8.5	459.5	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	さくら市金枝字上金枝206-2から さくら市金枝字上金枝1369まで	11.0～15.1	484.7	
	後	さくら市金枝字上金枝206-2から さくら市金枝字上金枝1369まで	11.0～15.1	484.7	

V

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前	芳賀郡茂木町大字塩田414-4から 芳賀郡茂木町大字塩田415-2まで	12.9～13.8	4.2	
	後	芳賀郡茂木町大字塩田414-4から 芳賀郡茂木町大字茂木1597まで	7.8～25.5	3009.7	

VI

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 水戸茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
51	前	芳賀郡茂木町大字三坂42-1から 芳賀郡茂木町大字増井86-4まで	16.2～30.6	837.2	
	後	芳賀郡茂木町大字三坂42-1から 芳賀郡茂木町大字茂木560-2まで	25.9～30.6	69.6	

VII

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
67	前	宇都宮市中里町2690-2 から 宇都宮市中里町2694-1 まで	18.0 ~ 24.0	28.0	
	後	宇都宮市中里町2690-2 から 宇都宮市中里町2694-1 まで	18.0 ~ 33.0	28.0	

## VIII

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 茂木停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
109	前	芳賀郡茂木町大字茂木1596-1 から 芳賀郡茂木町大字茂木1596-1 まで	10.6	4.0	
	後	芳賀郡茂木町大字茂木1596-1 から 芳賀郡茂木町大字茂木849-4 まで	8.2 ~ 24.0	601.9	

## IX

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 下河戸片岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
161	前	矢板市片岡字大谷津2128-16から 矢板市片岡字猪ノ子原2128-24まで	7.5 ~ 46.5	198.4	
	後	矢板市片岡字大谷津2128-16から 矢板市片岡字猪ノ子原2128-24まで	7.5 ~ 46.5	263.1	

## X

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 石裂上日向線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
240	前	鹿沼市加園字木ノ下677-1 から 鹿沼市加園字八幡越路588まで	7.2 ~ 18.6	543.0	
	後	鹿沼市加園字木ノ下677-1 から 鹿沼市加園字八幡越路588まで	13.8 ~ 33.3	543.0	

## XI

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 牧野大沢線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考



274	前A	那須烏山市大木須字鳥井戸132-2 から 那須烏山市大木須字宮内183-2 まで	13.1 ~ 23.3	76.5	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須烏山市大木須字鳥井戸132-2 から 那須烏山市大木須字宮内183-2 まで	5.0 ~ 8.9	80.0	
	後	那須烏山市大木須字鳥井戸132-2 から 那須烏山市大木須字宮内183-2 まで	13.1 ~ 23.3	76.5	

XII

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那珂川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
319	前	那須郡那珂川町馬頭字下堀ノ内269-3 から 那須郡那珂川町馬頭字三枚畑2120-1 まで	7.5 ~ 34.2	1590.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	那須郡那珂川町馬頭字下堀ノ内269-3 から 那須郡那珂川町馬頭字三枚畑2120-1 まで	15.9 ~ 34.2	1590.0	
	後B	那須郡那珂川町馬頭字下堀ノ内269-3 から 那須郡那珂川町馬頭字三枚畑2120-1 まで	15.9 ~ 60.5	1550.0	

栃木県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年3月30日から同年5月1日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道408号	宇都宮市板戸町5167-2 から 宇都宮市板戸町1870-6 まで	平成24年3月30日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	宇都宮市中里町2690-2 から 宇都宮市中里町2694-1 まで	平成24年3月30日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	宇都宮市関堀町373-4 から 宇都宮市関堀町373-4 まで	平成24年3月30日
110	一般県道 下野大沢停車場線	日光市木和田島字悪戸1513-1 から 日光市木和田島字中野1526-106まで	平成24年4月2日
161	一般県道 下河戸片岡線	矢板市片岡字梨木平2341-1 から 矢板市片岡字大谷津2166-39まで	平成24年3月30日

(道路保全課)

栃木県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成24年 3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 都市計画の種類及び名称  
宇都宮都市計画緑地11号戸祭山緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
宇都宮市山本町の一部
- 3 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課及び宇都宮市都市整備部都市計画課

II

- 1 都市計画の種類及び名称  
小山栃木都市計画道路3・4・109号間々田東通り及び3・4・7号小山野木線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
小山市西城南7丁目、大字神鳥谷、大字粟宮、大字千駄塚、大字間々田、美しが丘1丁目、東間々田2丁目、大字平和及び大字南飯田並びに野木町大字若林、大字潤島、大字丸林、大字友沼、大字野木及び大字野渡の各一部
- 3 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課、小山市都市整備部都市計画課及び野木町都市整備課

栃木県告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

施設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称 及 び その代表者又は管理人の氏名	指 定 管 理 者 の 住 所	指 定 期 間	所 管 課
栃木県井頭公園	財団法人栃木県民公園福祉協会 理事長 我 妻 貞 雄	宇都宮市西川田 4丁目1番1号	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	県土整備部 都市整備課

(都市整備課)

栃木県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
真岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画公園事業 6・5・301号真岡市総合運動公園

3 事業施行期間

平成24年3月30日～平成31年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

栃木県真岡市小林字同路原、字溜田、字泊り谷、字高木及び字上原地内

(2) 使用の部分

なし

---

栃木県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和39年建設省告示第1945号足利佐野都市計画下水道事業足利市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

足利市

2 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画下水道事業足利市公共下水道

3 事業施行期間

昭和39年7月31日～平成31年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

---

栃木県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和50年栃木県告示第86号小山栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

栃木市

2 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月31日～平成29年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和50年栃木県告示第86号、昭和54年栃木県告示第522号、昭和60年栃木県告示第219号、昭和61年栃木県告示第694号、昭和63年栃木県告示第612号、平成3年栃木県告示第280号、平成4年栃木県告示第294号、平成8年栃木県告示第137号、平成13年栃木県告示第13号、平成16年栃木県告示第397号及び平成18年栃木県告示第294号の事業地に藪部町4丁目、平井町、野中町及び下皆川を加えた区域とし、当該事業地のうち川原田町、箱森町、藪部町3丁目、片柳町4丁目及び境町において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

栃木県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年栃木県告示第613号西方都市計画下水道事業西方町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
栃木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西方都市計画下水道事業西方町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和55年6月13日～平成29年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

栃木県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年栃木県告示第891号小山栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
栃木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小山栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成元年11月24日～平成29年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成元年栃木県告示第891号、平成5年栃木県告示第899号、平成9年栃木県告示第188号、平成10年栃木県告示第209号、平成13年栃木県告示第289号、平成14年栃木県告示第150号、平成16年栃木県告示第398号、平成17年栃木県告示第287号及び平成19年栃木県告示第251号の事業地のうち牛久において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし

栃木県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和54年栃木県告示第853号小山栃木都市計画下水道事業都賀町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
栃木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小山栃木都市計画下水道事業都賀町公共下水道

- 3 事業施行期間  
昭和54年9月14日～平成29年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 取用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

栃木県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和51年栃木県告示第75号矢板都市計画下水道事業矢板市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定より告示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称  
矢板市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
矢板都市計画下水道事業矢板市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和51年1月23日～平成28年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 取用の部分

昭和51年栃木県告示第75号、昭和54年栃木県告示第1,011号、昭和60年栃木県告示第250号、昭和61年栃木県告示第291号、平成2年栃木県告示第601号、平成5年栃木県告示第317号の事業地、平成10年栃木県告示第145号の事業地、平成15年栃木県告示第196号の事業地及び平成21年栃木県告示第215号の事業地のうち大字乙畑字稲荷山及び字鶴ヶ池並びに大字片岡字大谷津地内において事業地を変更し、大字乙畑字経堂及び字大久保並びに大字石関字下猪ノ子、字打越及び字山根を加える。

- (2) 使用の部分 なし

(都市整備課)

公 告

○大規模小売店舗の新設に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項及び第2項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成24年5月1日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポおもちゃのまち  
下都賀郡壬生町おもちゃのまち3丁目3369番4外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
壬 生 町	意 見 な し

- 3 法第8条第2項の規定による意見の概要

配 慮 す べ き 事 項	意 見 の 概 要
駐車需要の充足等交通に	六美地区から県道71号線に出る丁字路交差点に信号機を設置してほしい。

係る事項	県道71号線に信号機を設置してほしい。 駐車場北側出口を封鎖し住宅街への車両進入を回避してほしい。 県道71号線沿い通学路にガードパイプを設置してほしい。 登下校ルートとなる町道に横断歩道を設置してほしい。 登下校時には店舗への誘導経路各所に常時警備員を設置してほしい。
------	---

(経営支援課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

野木町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成24年3月30日に変更した、小山栃木都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成24年3月30日に変更した、小山栃木都市計画ごみ焼却場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下野市柴字立谷838番5	下野市駅東4丁目4番11号 サンライズ参番館204	高 橋 弘 樹 高 橋 みなみ
下野市薬師寺字祇園原3311番31、3311番118	下野市薬師寺3311番地118	須 藤 好 章
下野市薬師寺字祇園原3311番274	下野市薬師寺3311番地118	須 藤 充 夫
下野市下古山字若林752番33、752番34	下野市上大領239番地7 シャーメゾン上大領C棟203号室	原 英 枝 原 剛
下野市小金井字権現堂1181番5	下野市川中子3329番地39 サンロード岡本Ⅲ206	倉 井 英 行
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美266番2	下都賀郡壬生町至宝1丁目11番41号	滝 元 謙 太 郎
下都賀郡野木町大字南赤塚字シベ2423番5	下都賀郡野木町大字丸林591番地7 マロニエ3番館102号	小 林 優 子 小 林 誠
那須塩原市井口字西原543番14、543番15	東京都港区赤坂8丁目10番22号	株式会社医療福祉運営機構



<p>那須塩原市新南163番532、163番1048、163番1116、163番1117、163番1118、163番1120、163番1121                  (開発行為に関する工事)                  那須塩原市新南163番204の一部、163番1047の一部、163番1049の一部</p>	<p>宇都宮市一ノ沢町256番地7</p>	<p>トヨタウッドユー ホーム株式会社</p>
<p>那須塩原市太夫塚1丁目232番62、232番64の一部、232番154、232番286の一部、232番592</p>	<p>大田原市下石上1771番地121</p>	<p>柳 富 男</p>
<p>【第7工区】                  下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地1146番2、1146番3、1147番2、1147番4、1147番5、1148番2、1148番3、1151番2、1151番3、1152番2、1152番3、1155番2、1155番3、1156番1、1156番2、1158番2、1158番3、1160番2、1160番3、1160番4、1161番2、1161番3、1162番2、1078番3、1078番4、1079番3、1080番2、1087番2、1088番2、1102番2、1120番3、1120番8、1120番9、1120番10、1120番11、1120番12、1121番4、1121番5、1121番6、1121番7、1121番8、1163番2、1163番3、1164番2、1165番2、1165番3、1184番2、1184番3、1185番2、1185番3、1185番4、1190番2、1190番6、1190番7、1191番6、1194番2、1194番3、1195番2、1195番4、1279番2、1281番2、1281番4、1281番5、1281番6、1281番7、1281番8、1289番2、1289番4、948番2、949番2、949番3、950番2、950番3、953番3、953番4、954番2、961番2、962番2、980番2、981番2、982番2、999番4、1000番2、1001番2、1002番2、1003番3、1003番4、1011番3、1012番2、1290番2、1290番3、1290番4、1330番2、1330番3、1330番4、1331番2、1331番3、1331番4、1332番2、1332番3、1338番2、1338番3、1339番2、1339番3、1340番2、1340番4                  (開発行為に関する工事)                  下都賀郡壬生町大字羽生田字二本木1012番2の一部、1012番3、1013番2の一部、1013番3の一部、字下り1078番5、字御新田1289番2の一部、1289番4の一部、1289番5の一部、字富士下1290番3の一部、1290番4の一部、1291番2の一部、1291番3の一部、1291番4の一部、1292番2の一部、大字七ツ石飛地974番2の一部、974番3の一部、974番4の一部</p>	<p>宇都宮市本町12番11号</p>	<p>栃 木 県</p>
<p>那須塩原市埼玉字四方寺3番17、3番694、3番696、3番901</p>	<p>那須塩原市住吉町5番10号</p>	<p>社会福祉法人京福会</p>

(都市計画課)



栃木県選挙管理委員会告示第21号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により、大田原市、さくら市、那須烏山市及び那珂川町の区域の一部を地区とする塩那台地土地改良区の総代の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会として、さくら市選挙管理委員会から那須烏山市選挙管理委員会に指定を変更したので告示する。

平成24年3月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会教育長から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

栃木県監査委員	五月女	裕久彦
同	小林	幹夫
同	黒本	敏夫
同	田崎	昌芳

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
那須学園	平成23年11月1日	契約検収事務のうち、電話設備更新工事において、財務規則上必要な契約書（案）を作成しないなど、契約締結や完了検査の手続が適切でないものが1件、及び備品購入において、同規則上必要とされた2以上の者からの見積書を徴せずに契約するなど、契約締結の手続が適切でないものが3件あった。	今回の契約検収事務における不適切な手続については、財務規則等の理解不足に起因するものであり、今後、適切な事務の執行を図るため、財務会計研修を始めとする契約に関する研修他、各種会計事務研修へ積極的に参加することにより事務処理の基本の習得等に努めて参ります。また、事務処理に当たり疑問等が生じた場合には、主管課を通じて会計局等に確認するとともに、事務の執行においては、管理者である総括補佐及び園長による監督・確認を適正に行うなど、再発防止に努めて参ります。
足利女子高等学校	平成23年12月16日	給与事務のうち、給料の特別調整額（管理職手当）において、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合、公務上の負傷等を除き、支給することができないこととなっているが、停止処理を行わなかったため、過支給となっているものが1件260,568円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました（12月支給分給与）。今後は再発防止のため、事務担当者及び出納員が確認及び審査を確実に実施して、適正な執行に努めます。

**調達等公告**

## ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県知事 福田 富一

## 【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①栃木県本庁舎で使用する電力 予定使用電力量7,417,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成24年2月16日 ⑤株式会社エネット 東京都港区芝公園2-6-3 ⑥136,896,216円 ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月6日 ⑨最低価格
- ①栃木県総合庶務事務システム（仮称）構築業務 一式 ②栃木県会計局管理課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月17日 ⑨最低価格
- ①栃木県総合庶務事務システム（仮称）構築業務 一式 ②栃木県会計局管理課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成24年2月28日 ⑤株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4-1-16 ⑥628,635,000円 ⑦随意契約 ⑧地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号
- ①栃木県警察本部庁舎で使用する電力 予定使用電力量4,645,725kWh ②栃木県警察本部会計課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成23年12月20日 ⑨最低価格
- ①栃木県警察本部庁舎で使用するガス 予定使用ガス量425,600立方メートル ②栃木県警察本部会計課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成24年2月24日 ⑤東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20 ⑥34,048,420円 ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月13日 ⑨最低価格

## ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県保健環境センター所長 吉沢 朋子

## 【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①栃木県保健環境センターで使用する電力 予定使用電力量1,843,000kWh ②栃木県保健環境センター 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月27日 ⑨最低価格

## ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県立がんセンター所長 児玉 哲郎

## 【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決

定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県立がんセンターで使用する電力 予定使用電力量6,205,000kWh ②栃木県立がんセンター 栃木県宇都宮市陽南4-9-13 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月17日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

とちぎりハビリテーションセンター所長 川 田 英 樹

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①とちぎりハビリテーションセンターで使用するガス 予定使用ガス量 中圧 504,800立方メートル、低圧 10,200立方メートル ②とちぎりハビリテーションセンター 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 ③購入等 ④平成24年2月21日 ⑤東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20 ⑥33,551,915円 ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月10日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県産業技術センター所長 花 田 康 行

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県産業技術センター等で使用する電力 予定使用電力量2,599,000kWh ②栃木県産業技術センター 栃木県宇都宮市刈沼町367-1 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月13日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県水産試験場長 糟 谷 浩 一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県水産試験場・なかがわ水遊園及び栃木県水産試験場片府田試験池で使用する電力 予定使用電力量  
栃木県水産試験場・なかがわ水遊園 3,722,000kWh、栃木県水産試験場片府田試験池 429,000kWh ②  
栃木県水産試験場 栃木県大田原市佐良土2599 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成  
24年1月27日 ⑨最低価格

### ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県下水道管理事務所長 堀 江 満

### 【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号） 購入見込数量256kl ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成24年2月22日 ⑤関彰商事株式会社 エネルギー事業本部関東支店 栃木県真岡市荒町4-24-14 ⑥76,545円（1kl単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成23年2月4日 ⑨最低価格
- 2 ①栃木県下水道資源化工場運転操作業務 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成24年2月21日 ⑤水i n g株式会社北関東営業所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-252 ⑥200,550,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年11月29日 ⑨最低価格
- 3 ①鬼怒川上流流域下水道中央浄化センター運転操作業務 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成24年2月21日 ⑤テスコ株式会社 東京都新宿区信濃町34 ⑥144,900,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年11月29日 ⑨最低価格
- 4 ①渡良瀬川上流流域下水道秋山川浄化センター運転操作業務 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成24年2月21日 ⑤株式会社ウォーターエージェンシー栃木営業所 栃木県宇都宮市西1-5-26 ⑥123,900,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年11月29日 ⑨最低価格
- 5 ①鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター運転操作業務 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成24年2月21日 ⑤株式会社ウォーターエージェンシー栃木営業所 栃木県宇都宮市西1-5-26 ⑥120,750,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年11月29日 ⑨最低価格
- 6 ①巴波川流域下水道巴波川浄化センター運転操作業務 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成24年2月21日 ⑤栃木公営企業株式会社 栃木県宇都宮市明保野町3-16 ⑥102,900,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年11月29日 ⑨最低価格
- 7 ①北那須流域下水道北那須浄化センター運転操作業務 一式 ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成24年2月21日 ⑤株式会社ウォーターエージェンシー栃木営業所 栃木県宇都宮市西1-5-26 ⑥104,580,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年11月29日 ⑨最低価格
- 8 ①鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力 予定使用電力量3,291,000kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月20日 ⑨最低価格
- 9 ①巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力 予定使用電力量3,766,000kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月20日 ⑨最低価格
- 10 ①北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,777,000kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札



⑧平成24年1月20日 ⑪最低価格

11 ①鬼怒川上流流域下水道中央浄化センターで使用する電力 予定使用電力量7,658,000kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月20日 ⑪最低価格

12 ①渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,685,131kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月20日 ⑪最低価格

13 ①渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力 予定使用電力量2,505,493kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月20日 ⑪最低価格

14 ①渡良瀬川上流流域下水道秋山川浄化センターで使用する電力 予定使用電力量6,331,000kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月20日 ⑪最低価格

15 ①栃木県下水道資源化工場で使用する電力 予定使用電力量4,960,000kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月20日 ⑪最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

栃木県鬼怒水道事務所長 小嶋 正行

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力 予定使用電力量4,352,766kWh ②栃木県鬼怒水道事務所 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺1900 ③購入等 ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦一般競争入札 ⑧平成24年1月17日 ⑪最低価格

(会計局管理課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2314号	756	下から15	292,900円	292,000円